

## 平成 30 年度 事業執行に当たっての基本方針

昨年度を振り返りますと、記憶の新しいところでは、2月の平昌冬季オリンピック大会での道産子選手の活躍は、北海道全体を歓喜と感動の渦に巻き込み、いまだ興奮冷めやらずの感がある一方で、一昨年夏の大雨災害からの復旧・復興の取組を進める中で、台風18号による自然災害に再び見舞われたことや北朝鮮の発射したミサイルが襟裳岬上空を通過するといった事態が起きたことなど、私たちの暮らしや北海道経済の安全・安心を脅かす「まさか」のリスクに思いを致した一年でした。

このような中で、本会を含む士業7団体が北海道と「災害時における相談業務の応援に関する協定」を締結しました。この協定により、大規模災害の際には、北海道からの要請を受けて、士業団体がそれぞれの専門性を活かして幅広い分野の相談に対応するというもので、被災者の生活再建への初期対応に資するものと考えております。また、かねてより力を入れて取り組んできました法教育につきましては、北海道登別明日中等教育学校4回生の職場体験学習の受入先となったほか、関係支部と連携して高等学校5校で出前講座を実施しました。このほか、丁種封印制度につきましては、本会が道内の運輸7支局から受託したことにより、行政書士専用の新規業務としてスタートしました。しかしながら、他士業との間で職域をめぐる問題が顕在化しつつある一方、AI等の技術革新の急速な進展の兆しが見られる中で、私たち行政書士を取り巻く社会情勢を十分に見極め、その変化に的確かつ適切に対応していく必要があります。

このため、厳しい財政状況ではありますが、本会を将来にわたって持続的に発展していくことができる基盤づくりを根幹に据え、次の施策を基本方針として位置付け、本会の運営に全力で取り組んでまいります。

### 1 より機動的な専門機関の創設

行政書士を取り巻く社会経済環境が大きくかつ急激に変化する中で、社会的ニーズを踏まえつつ、行政書士の比較優位にある業務分野を推進するとともに、支援を必要とする道民の方々や関係機関等にしっかりと向き合い寄り添っていくことを目的として、行政書士専用の丁種封印業務等に対応するための「封印管理委員会」、企業や行政機関等からの外国人受入に係る支援要請に適切に対応するための「外国人サポートセンター」、空き家や所有者不明土地に関する様々な問題に対応するための「空き家等対策委員会」を設置しました。

さらに、本会の組織の強化や会員の利便性の向上を図る観点から、従来は各部等が独自に企画していた研修等を一元的に統括するとともに、将来的な研修所としての役割を併せ持つ「中央研修統括本部」を設置したほか、ICT委員会の目的や活動内容等を整理し、会員情報や本会組織の運営に関する情報の管理及び情報管理システムの維持管理に関する活動を行う機関として「情報管理委員会」と名称を変更して総務部に移管しました。

今期においても、「中央研修統括本部」の研修所としてのあり方に係る検討や法規監察部門の組織改編を含め機能強化のあり方に係る検討を行うとともに、建設業相談員対応委員会については、従来の受託業務に加え、建設業関連業務の発展に資するための様々な活動を行っている実態を踏まえた組織の見直し検討を行うなど、本会の組織が機動的な活動・運営を行うことができるよう、常に「生きた組織」の形成を銘として引き続き取組を進めてまいります。

## 2 広報活動の充実

道内各地で活動している行政書士は、道民の皆さんに寄り添う身近な「頼れる街の法律家」であることを効果的に PR するため、昨年デビューした「たくまくん着ぐるみ」の効果的な活用に加え、メディアを継続的に活用した広域的な広報と各支部単位での地域密着型の広報とを上手くマッチングさせながらの広報活動に取り組みます。

特に、人口減少や高齢化の進展が著しいといった地域課題を踏まえ、行政書士は高齢者の方々にとって、コンシェルジュとしての役割・存在であることを「たくまくんサービス」というキャッチフレーズに込めて周知を図るとともに、次代を担う青少年に対しては、出前講座等の活動を通じて行政書士制度の PR につなげ、制度の維持発展に寄与するよう努めてまいります。

## 3 組織運営の基盤強化に向けた取組本道においては、札幌圏への一極集中の様相が強まっているように、本会の会員の分布も同様の傾向が強まっている中で、近年の行政書士試験の受験者数の減少傾向や会員の年齢構成といったことを考え合わせると、遠からず本会の会員数がこれまでの増加基調から減少基調へ転ずることは不可避であると考えられます。

このような状況は、本会の財政や事業運営の硬直化をもたらし、さらには、支部間の規模格差や会員サービスの地域格差をさらに助長しかねませんので、行政書士試験合格者等の潜在的な有資格者を対象とした入会促進活動により一層取り組むとともに、会員の健全な事務所運営に資するような支援方を検討してまいります。

## 4 研修制度の充実

行政書士制度の発展のためには、国民の信頼に応え、制度を担う人材の育成が不可欠ですので、昨年度立ち上げた「中央研修統括本部」を核として、今後 10 年を見据えた研修体系の構築に取り組んでまいります。また、昨年度、各会員が等しく研修を受講できる機会の構築を念頭に導入したテレビ研修システムを活用した研修については、集合研修の効用も十分に勘案しながら一層の活用を図るなど、新しい研修システムの確立に努めてまいります。

## 5 職域の確保、拡大に向けた取組の推進

行政書士業務については、規制緩和や業実問題に係る議論の活発化が見られるなど、その取り巻く環境は厳しさを増しています。このため、第一に、新規業務の開拓や研究の成果について各会員への情報提供を通じて職域の拡大に努めてまいります。第二に、コンサルタント業務や受託業務の拡大に向け、関係機関との協議を進めるとともに、許認可業務の軸をなす建設業や運輸車輻関連業務、さらには、今後の業務拡大が見込める訪日外国人（インバウンド）や在留外国人関連業務について、それぞれの業務を主管する委員会を中心に職域を確保するための取組を進めてまいります。

将来、AI 等の技術が法的サービスの担い手として、我々を脅かす存在になるかもしれませんが、我々がこれまで培ってきた「本物の知能」こそが依頼者の求めるものとの視点に立って、これらの施策の推進を徹底してまいります。